

平成30年度

松本市農業施策に関する意見書

平成31年 1月28日

松本市長 菅 谷 昭 様

松本市農業委員会
会長 小 林 弘 也

目 次

【項目 1】 収入保険制度に対する加入支援について	1 頁
【項目 2】 中山間地域農業に対する支援について	2 頁
【項目 3】 新規就農者の確保・育成対策について	4 頁

【項目 1】 収入保険制度に対する加入支援について

現 状

農産物の収量減少リスク又は価格低下リスクを緩和するための国政策として、農業共済制度、野菜価格安定制度、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等があり、これに対する市の支援策として次の2つが措置されています。

- (1) 果樹共済制度への加入支援
- (2) 野菜価格安定制度への加入支援

農産物の中で、果樹は最も自然災害の影響を受けやすいこと、野菜は最も価格変動の影響を受けやすいことから、農業者の経営安定策として国の制度に上乗せして市が支援してきたものと認識しています。

一方、平成29年の法改正で、農産物の種類を問わず農業者のあらゆる収入減少リスクの低減を図る収入保険制度が創設され、この1月から制度が始まりました。

収入保険制度の導入に伴い、平成34年産以降の果樹共済制度が大幅に見直され、りんごでは、平成30年産の加入方式別割合が90%近くに達し、主要な加入方式となっている特定危険方式及び樹園地単位方式の廃止が決まっています。

課 題

新たに始まる収入保険制度は、加入者による果樹共済制度又は野菜価格安定制度との選択制のため、収入保険制度を選択した場合は、市の補助を受けられなくなります。

果樹共済制度においても、平成34年産以降は加入者が選択できる方式が限定されるため、加入が伸び悩む恐れがあります。

収入保険制度の創設により、現行の果樹共済制度や野菜価格安定制度に対する支援の在り方を含め、農業経営リスクに対する市の支援の考え方を抜本的に再構築することが必要です。

農業委員会の意見

家族経営が大半を占め、担い手の高齢化が進行し、自然災害や価格変動の影響を受けやすい農業には様々な経営リスクが存在するとの前提に立ち、国制度に加入する備えある農業者を市が共に支える、という基本姿勢を明確にすることが重要です。そのため、農産物の種類を問わず農業者のあらゆる収入減少リスクに対処できる収入保険制度は農業経営安定の切り札と考えられ、果樹共済制度や野菜価格安定制度と同様に、収入保険制度の加入推進を図る新たな支援策が措置できるよう、早め早めの対応を求めます。

青色申告を前提とする収入保険制度の推進と加入支援は、足腰の強い担い手を育成することにも通じ、生産振興、販売促進等の施策効果を高めるためにも市の基本施策として確立する必要があります。

【項目 2】 中山間地域農業に対する支援について

現 状

中山間地域の農地は傾斜地にあり、狭く不整形、基盤整備が実施されていても畦畔が広い、山に近く日照時間が短い、野生鳥獣や自然災害の影響を受けやすいなど様々なマイナス要素があります。国は日本型直接支払制度として中山間地域等直接支払交付金を措置していますが、耕作放棄地は平坦地と比べ明らかに多く、担い手への農地の集積も進んでいません。市内では、中山間地域毎にそば、ぶどう、伝統野菜、山菜、ジビエ、有機農業、直売所活用、都市農村交流など、地域の資源や特色を生かした農業振興が図られていますが、耕作放棄地の発生が抑制される状況には至っていません。

一方、農業委員会では、中山間地域において山林化が著しく農地として再生利用が困難な土地の非農地判断を進め、これまでに760ヘクタールの非農地化を実施しました。

地域を守る担い手（個人、農業法人、集落営農）が不足し、現在の担い手も既に手一杯の状況下、今後、高齢化の進行により効率的な営農が困難な農地では、ますます耕作放棄地の増加が予測されます。

課 題

中山間地域において、個人や法人等の営農目的の担い手や趣味的な農業を志向する者など、多様な担い手の総力でいかに農地を効率的に利用し、新たな耕作放棄地の発生抑制につなげていくのか、そのための仕組みづくりが求められています。同時に、限られた担い手が持続的に営農できる環境を確保することが必要です。

農業委員会の意見

1 計画的な土地利用の推進

我々農業委員会は、中山間地域ごとに耕作放棄地の発生防止、担い手への農地の集積・集約化など、農地利用の最適化の推進に対して主動的な役割を果たすことが求められています。そのため、地域ごと現在の農地の利用状況を見つめ直し、地域内外の担い手による更に合理的な利用を推進するとともに、将来を予測しながら、参入企業、移住者、近郊住民等の新たな担い手を迎え入れ、農地を有効活用できるような考え方を整理することが必要です。そのため、各地域の特色と可能性を発揮できる土地利用の方向性を定めることが肝要と考えますので、地域及び我々農業委員会に対し、専門的な見地からの助言・指導並びに支援を求めます。

2 スマート農業の推進

最近、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や精密化などを進めた次世代農業を実現する「スマート農業」が注目を集めていますが、耕作条件に恵まれない中山間地域においては、高齢化と担い手不足による労働負担を和らげ、農地を効率的に利用するために有効な手段の一つと考えられます。

畦畔管理等の農作業の省力化・効率化及び科学的で合理的な農業に資するスマート農業の実現に向けて、積極的な支援を求めます。

3 中山間地域における営農環境の確保

中山間地域の担い手が持続可能な営農環境を確保するため、次の基礎的な施策の充実又は実現を求めます。

- (1) 松くい虫被害、豪雨災害その他の自然災害により支出の増加が予想される獣害防護柵の補修費用並びに防護柵の効果を高めるための緩衝帯の維持・管理費用に対する十分な予算の確保
- (2) 周辺山林の成長に伴う遊休農地の発生を防ぐため、日照の妨げとなる支障木を伐採・除去する際の財政支援
- (3) 市単事業における中山間地域対象事業の補助率向上又は中山間地域優先枠の設定
- (4) 森林づくり県民税の有効活用による防災・減災のための里山整備の推進

【項目3】新規就農者の確保・育成対策について

現 状

市の資料によると、過去5か年の本市の新規参入者（いわゆるI・Jターン者）のうち45歳未満の者の数は毎年4人～10人の範囲で推移しています。

本市に根を降ろし、農業を始めようとする新規参入者にとって、農地の確保と同様に住む場所の確保は最重要課題ですが、農地の近くに家族構成に応じた住まいをなかなか見つけられないといった声が聞かれます。また、果樹農業等、営農形態によっては作業場や農機具・資材置場など付属スペースの確保も必要です。

新規参入者に対する住環境への支援については、28年度及び29年度の意見書でも取り上げましたが、本件は引き続き重要な課題です。

一方、過去5か年の本市の親元就農者のうち45歳未満の者の数は、平成25年度が20人だったのに対し、平成28年度、平成29年度は各4人と減少傾向にあります。

親元就農者は農業への定着率が高く、安定的な担い手として期待されており、農家子弟の就農を後押しすることは農地の有効利用と遊休農地の発生抑制につながります。

課 題

新規参入者が希望に沿った住まいを探すことには困難が伴い、条件に合った物件を見つけるまでには一定期間が必要です。また、住まい探しに本腰を入れるためには、仮の生活拠点をどのように確保するかが最初の課題となります。

我々農業委員会としても、地域の最新情報をいち早く入手し、新規参入者のサポートにつなげる行動力が問われています。

一方、農家子弟の就農を促進するためには、その動機付けをどこに求めるかが課題です。

農業委員会の意見

1 新規参入者の住環境対策の推進

本市に地縁を持たない新規参入者は様々な不安を抱えていますので、本市に安心して参入できる条件を示し、効果的にPRできれば新規参入者の確保は更に進むものと考えられます。そこで、例えば、新規参入者が目的に合う住まいを見つけるまでの一定期間、市が“仮の住宅”を提供する等、不安を取り除くような制度づくりを求めます。

2 親元就農を促進するための国制度の積極的な活用

市の財政事情が厳しいなか、親元就農であっても一定条件を満たせば支援対象となる国の「農業次世代人材投資事業」の有効な活用方法について、農業者へ積極的に周知されるよう求めます。